

**g)地区まちづくり計画策定区域
(愛知大学跡地地区)**

[環境保全タイプ]

- 快適な暮らしの環境をコーディネートする
- 水と緑の環境を守り、未来へつなぐ
- 交通ネットワーク、公共交通を充実する
- 産業の発展と交流の促進によるにぎわいをつくる
- 安全で安心できる都市生活を確保する
- 参加と協働のまちづくりを進める

《土地利用の基準》

本区域は、愛知大学跡地において地区まちづくり計画が策定された住宅開発団地です。区域内では低層住宅地を基本とし、災害時における防災面への配慮した居住環境の保全および周辺環境との調和を目指し、地区計画が指定され、落ち着いた住宅地としてふさわしくない土地利用や建築物の立地が制限されています。しかし、前述したような露天の土地利用については、現行法で制限することが非常に難しい上、市街化調整区域内においては建築物の用途制限がないために、隣接地に望ましくない用途の建築物が立地する可能性もあります。このため、これらの土地利用の誘導を図ります。

<p>愛知大学跡地地区の土地利用の基準</p>	<p>《愛知大学跡地地区内において行ってはならない土地利用》</p> <p>愛知大学跡地地区内においては、次に掲げる土地利用を行ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 次に掲げる土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材置場用地 ・ 洗車場用地 ・ 廃自動車等保管場用地 ・ 土石等採取用地 ・ 土砂等埋立用地。なお、農地における土砂などの埋立てなどで、3ヶ月を超える期間で行うものまたは現況の高さから60cmを超える土壌の掘削を伴うものは、土砂等埋立用地としての土地利用とみなす。 ・ 土砂等一時堆積用地 ・ 廃棄物処理施設用地 ・ 墓地、墓園等用地 ■ その他住環境を著しく悪化させるおそれのある土地利用
-------------------------	--